

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和8年 4月30日(月) 午前9時50分から午前10時35分
会議場所	糸魚川市役所 2階201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席10名、欠席9名)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席委員：3番大島 博委員、4番恩田正平委員、6番松木秀夫委員、7番米原文明委員、9番加藤政人委員、13番齋藤 登委員、14番稲葉淳一委員、15番斉藤正機委員、17番松澤正善委員、19番樋口佐登子委員 ・欠席委員：1番渡辺 朗委員、2番片山敏隆委員、5番近藤栄樹委員、8番荻野輝道委員、10番猪又正巳委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、16番川合次夫委員、18番松澤隆一委員、 <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席1名)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席委員：8番池原栄一委員 <p style="text-align: right;">(以上、出席11名)</p>
出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>古平局長、井上次長、小島係長(書記)、池原主査</p>
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	15番 委員
	19番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知
No.1～No.8 8件

報告第2号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願
No.1～No.4 4件

報告第3号 農地の休耕及び増反届
No.1～No.7 7件

日程第3 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請
No.1～No.3 3件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請
No.1～No.5 5件

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案(変更)にかかる意見
No.1 1件

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案にかかる意見
No.1～No.42 42件

日程第4 その他

1 次回農業委員会の日程

5月29日(金) 9時30分開会 市役所 201・202 会議室

【連絡事項】

1 今後の日程

① 次回、推進委員との合同委員会

総会 6月30日(火) 15時30分～17時予定 市役所2階

② 年間行事予定表の更新

③ 次期委員の任命式及び臨時総会の日程

7月21日(火) 9時30分～12時予定 市役所2階

・農業委員の任命式、臨時総会、会長互選、推進委員の委嘱

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	<p>農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日の欠席通告委員は、1 番渡辺朗委員、2 番片山敏隆委員、5 番近藤栄樹委員、8 番荻野輝道委員、10 番猪又正巳委員、11 番福田幸生委員、12 番井上二郎委員、16 番川合次夫委員、18 番松澤隆一委員、の9名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p>
議長	<p>日程第1＝議事録署名委員の指名</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。</p> <p>〔異議なし〕と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、15 番齊藤正機委員、19 番樋口佐登子委員を指名いたします。</p>
議長 池原主査	<p>日程第2＝報告事項</p> <p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知></p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について8件ございます。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>報告いたします。1頁をご覧ください。</p> <p>1 番下早川地区、四ツ屋地内の4筆1,744 m²については、機構事業への契約に移行するものです。</p> <p>2 番上早川地区、越地内の2筆2,460 m²については、農地の利用調整のための解約となります。</p> <p>3 番上早川地区、越地内の2筆990 m²については、機構事業への契約に移行するものです。</p> <p>4 番上早川地区、土塩地内の2筆1,007 m²については、耕作に不便なため解約するものです。</p>

議長	<p>5番上早川地区、中川原新田地内の7筆5,400㎡については、機構事業への契約に移行するものです。</p> <p>6番上早川地区、角間地内の10筆5,316.26㎡については、労力不足のため解約するものです。</p> <p>7番大和川地区、田伏地内の1筆158㎡については、労力不足のため解約するものです。</p> <p>8番大和川地区、大和川地内の5筆4,001㎡については、農地の利用調整のため解約するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p>
議長	<p><報告第2号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願い></p> <p>報告第2号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて4件ございます。</p> <p>説明を求めます。</p>
小島係長	<p>報告いたします。5頁をご覧ください。</p> <p>1番大野地区、大野地内の1筆2,290㎡については、現況は雑種地であり、農地転用許可の事実を確認しております。</p> <p>2番大和川地区、大和川地内の1筆33㎡については、現況は宅地です。</p> <p>3番下早川地区、五十原地内の2筆209.24㎡については、現況は宅地です。</p> <p>4番能生谷地区、溝尾地内の3筆256㎡については、現況は宅地です。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p>
議長	<p><報告第3号 農地の休耕及び増反届></p> <p>報告第3号、農地の休耕及び増反届について7件ございます。説明</p>

池原主査	<p>を求めます。</p> <p>報告いたします。6頁をご覧ください。</p> <p>1番上早川地区中林地内、坪野地内の9筆5,090㎡については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>2番上早川地区大平地内の4筆908㎡については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>3番上早川地区北山地内の合計2筆1,911㎡については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>4番大和川地区田伏地内の1筆158㎡については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>5番大和川地区田伏地内の2筆122㎡については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>6番根知地区杉之当地内の7筆1,478㎡については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>7番根知地区山寺地内の1筆124㎡については、労力不足のため休耕するものです。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p> <p>報告を終了し、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
議長	<p>日程第3＝付議事項</p> <p><議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請></p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
小島係長	<p>説明いたします。8頁をご覧ください。</p> <p>1番糸魚川地区、上刈3丁目地内の1筆 200㎡について所有権移転売買です。地図No. 1をご覧ください。申請地は市道幅上道線沿いの場所です。先月3月にも市道を挟んで反対西側にも農地を取得しており、この度、追加の土地として申請があったもので、先月取得した</p>

	<p>農地と一体的に管理するとのことです。譲渡人は高齢で申請地の管理ができないため、申請地での耕作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。譲受人もご高齢ですが、実質的な家族が管理されるとのことです。</p> <p>2番根知地区、東中地内の3筆 3,601㎡について所有権移転贈与です。地図No. 2をご覧ください。申請地は3カ所です。4976番は、市道仁王堂東橋線沿いの場所で畑として、4999番は、市道東中山崎線沿いの田として、5103番は、農道根知6号線沿いの田です。譲渡人は県外に居住しており、管理ができないため、申請地での耕作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。</p> <p>3番能生谷地区、槇地内の4筆 94.91㎡について所有権移転売買です。地図No. 3をご覧ください。申請地は市道槇線沿いの場所です。譲渡人は労力不足により管理ができないため、申請地近隣に居住する譲受人に譲り渡したいというものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について></p> <p>議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
池原主査	<p>説明いたします。9頁をご覧ください。</p> <p>1番、大和川地区、大和川地内の1筆 253㎡については、住宅敷地の転用です。地図No. 4をご覧ください。申請地は団地化が進む桜ヶ丘団地内の市道桜ヶ丘南8号線沿いの場所です。譲受人は、申請地を譲り受けて住宅を新築したいというものです。</p> <p>2番、大和川地区、厚田地内の1筆 325㎡については、住宅敷地の転用です。地図No. 5をご覧ください。申請地は、1月にも申請のあった団地化が進む市道正山線沿いの場所です。譲受人は、申請地を賃借して住宅を新築したいというものです。</p>

議長	<p>3番と4番は、糸魚川地区、南寺町2丁目地内の合計2筆2,022㎡については、アパートとしての転用です。地図No.6をご覧ください。申請地は団地化が進む市道薫徳寺通2号線沿いの場所です。譲受人は、申請地を譲り受けてアパートを2棟ずつ新築したいというものです。</p> <p>5番、能生谷地区、大平寺地内の2筆97㎡については、住宅敷地の転用です。地図No.7をご覧ください。申請地は団地化が進む市道槇能生線付近の場所です。譲受人は、申請地を譲り受けて隣接する雑種地と合わせて住宅を新築したいというものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議案第3号 農用地利用集積等促進計画案(変更)にかかる意見></p> <p>議案第3号 農用地利用集積等促進計画案(変更)について1件ございます。</p>
池原主査	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。11頁となります。</p> <p>1番 能生谷地区鶉石地内の2筆 4,778㎡について、耕作者の変更を行うものです。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議案第4号 農用地利用集積等促進計画案にかかる意見></p> <p>議案第2号 農用地利用集積等促進計画案について42件ございま</p>

池原主査	<p>す。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。12 頁からとなります。</p> <p>今回は件数が多いため参考資料にてご説明します。</p> <p>お手元の議案第 2 号 参考資料をご覧ください。</p> <p>全て中間管理機構をはさんだ契約となりますが、新規の合計が 37 件 124 筆 102, 106. 11 m²、更新の合計が 5 件 15 筆 16, 820. 91 m²、合計 42 件 139 筆 118, 927. 02 m²となります。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 小島係長	<p>日程第 4 = その他</p> <p>1 次回農業委員会定例会の日程</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。次回の農業委員会のご案内です。</p> <p>5 月 29 日(金) 9 時 30 分開会 市役所 201・202 会議室です。</p>
議長	<p>他にないようですので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>